

(内閣部門会議関連資料)

政調役員会配付資料より

<8/2 開催分>

- 次第 P.1
- 予算における陳情対応について P.2
- 国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(案) P.3
- ゴラン高原 PKO 実施計画の変更(延長) P.8

<8/7 開催分>

- 次第 P.14
- PFI 法改正案の附則修正について P.15

20120802 17:00~

民主党政策調査会 役員会 (第81回) 次第

○会長挨拶

○「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案」(議員立法審査).....1

(説明:林久美子議員)

○「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(案)」(閣議決定案件).....32

(説明:逢坂・副会長/総務部門会議座長)

○「地方自治体臨時・非常勤職員問題ワーキングチーム 短期的課題についてのとりまとめ(案)」.....37

(説明:逢坂・副会長/総務部門会議座長)

○地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案の追加項目(審査)(地方自治体の非常勤職員への諸手当に相当する給与の支給にかかわる地方自治法の改正).....49

(説明:逢坂・副会長/総務部門会議座長)

○法曹養成制度検討PT「法曹養成制度改革に関する答申」.....55

(説明:前川・法曹養成制度検討PT事務局長)

○閣法「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」に対する修正案(審査).....64

(説明:吉良・副会長/防衛部門会議座長)

○ゴラン高原 PK0 実施計画の変更(延長)(閣議決定案件).....66

(説明:吉良・副会長/防衛部門会議座長)

○閣法「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」に対する修正案(審査).....72

(説明:長妻・副会長/厚生労働部門会議座長)

○その他

* (資料配布) 災害対策調査会役員.....80

○次回の日程

8月7日(火) ○○時~

政調役員会発言メモ（予算における陳情対応）

前回の政調役員会において、概算要求基準決定後、各部門において積極的に各府省の概算要求についてヒアリングを行い、党の考えが概算要求に反映できるようにお願いをした。

これに関連して、先般、党の陳情対応本部において自治体や各種団体等の要望のとりまとめが整理できたので、これについても各部門で受け止めていただき、部門で判断した上で、必要なものは概算要求に反映できるようにしていただきたい。

なお、地方、団体の要望については担当の副幹事長・幹事長補佐からそれぞれ各部門座長に資料が届けられる手はずになっていると聞いているが、可能であれば、部門でも要請のあった団体等から直接ヒアリングを行っていただきたいと考えている。具体的には、担当の副幹事長とご相談いただきたい。

法案審査
方法分類

政調役員会・政調幹部会 議案提案申請書

(提案者) (党側) 総務部門会議 座長 逢坂誠二
公務員制度改革・総人件費改革PT 座長 山花郁夫

法案名等	国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について（閣議決定案件）		
提案内容	・ 政府提出法案（法律案、予算、条約等） ・ 総理が主催する会議で決定するもの ・ 議員立法 ・ 法案修正 ・ 委員会決議 ・ 政府・民主三役会議が指定するもの ・ その他（ ）		
提出者	・ 政府提案 ・ 委員長提案 ・ 民主党単独 ・ その他（ ）		
先議院 （見込み）	・ 衆議院 ・ 参議院		
付託 委員会	・ 衆議院 委員会（月 日付託）（月 日採決予定） ・ 参議院 委員会（月 日付託）（月 日採決予定）		
他会派の態度	賛成会派＝ 反対会派＝		
<p>1. 法案・修正案・委員会決議の概要（資料添付原則3枚まで） ○下記の内容を8月7日に閣議決定する予定であるが、退職手当を段階的に引き下げるスケジュール、独立行政法人及び地方公務員の扱いについては、現時点で組合側と交渉中である。交渉中の部分については、政調会長と総務部門会議座長に一任して頂きたい。 ≪閣議決定案の概要≫ ① 退職手当の調整率を段階的に引き下げること、早期退職募集制度を導入するとともに、定年前15年以内に退職する勤続20年以上の者を対象として、定年前1年につき最大3%退職手当を割増しすることを通じ、退職給付の官民較差（平均402.6万円）の全額を解消する。 ② 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うなどの方策について検討し、早急に実施に移す。 ※上記①については、国家公務員退職手当法の改正案を国会に提出する予定。</p> <p>2. 提案理由 人事院から退職給付の官民較差約402万円（官が高い）を埋める措置が必要との調査結果及び見解が示されたこと、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」から人事院調査結果に基づき官民較差を是正すべきとの報告が出されたことを踏まえて、退職給付の官民較差の解消を図るため。</p> <p>3. 部門会議、コアメンバー会議等審議状況（主な意見等も記載） 7月31日（火）：総務部門コアメンバー会議で了承 公務員制度改革・総人件費改革PT役員会で了承 8月1日（水）：総務部門／公務員制度改革・総人件費改革PT合同会議で了承</p> <p>○上記の公務員PT役員会及び合同会議において、「行革実行法案の中で検討課題として挙げられている退職金の分割払いや職域加算の扱いについて、国民の理解が得られるように議論すべき」との指摘があった。</p>			
以下、申請時までに記入しておくこと			
4. 党内調整 状況	他関係部門	了承有無	主な調整事項
5. 政府内調整 状況	総務省	了承	
6. 備考欄			
政調会長 決裁			

国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等に係る経緯

【従来からの退職手当の支給水準見直しに対するスタンス】

広く国民の理解と納得を得る観点から、おおむね5～6年ごとに官民比較を行い、民間企業における支給水準との均衡を図る。

平成24年

3月7日 民間の企業年金及び退職金の調査結果及び見解(人事院)

- ① 退職給付の官民較差約402万円(官が高い)を埋める措置が必要。その際、民間では企業年金を有する企業が過半を占めていることを考慮した対応が必要。
- ② 退職手当の引下げに際し、過去と同様、所要の経過措置が適切。
- ③ 退職手当において早期退職に対するインセンティブ付与が必要。

4月26日 岡田副総理の下で、

共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議(第1回)開催

5月23日 退職手当について「中間的な議論の整理」(有識者会議)

- ① 人事院調査結果に基づき官民較差を是正すべきとの結論に至った。
- ② 官民較差402.6万円の調整は、その全額を一時金である退職手当の支給水準引下げにより行うことが適当(2707.1万円から2304.5万円に約14.9%引下げ)。
- ③ 段階的引下げ措置を講ずることが適切との意見が多数。
- ④ 退職手当に係る現行の早期退職特例制度(定年前1年につき2%割増・定年前10年以内)の内容を拡充し、早期退職に対するインセンティブを付与する措置を講ずることが適当。また、早期退職者に対する民間再就職支援会社を活用した再就職支援を講ずることが重要。

5月29日 総務大臣閣議発言

...「中間的な議論の整理」の内容を踏まえ、退職手当の見直しに係る具体的な立案作業を進めるとともに、職員団体との話し合いを開始することとします...

6月1日 職員団体との話し合い開始

7月5日 「最終報告書」(有識者会議)

(退職手当の見直しについては「中間的議論の整理」と同旨)

厳重取扱注意

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」
(閣議決定案) <概要>

国家公務員の退職手当については、官民比較調査結果及び見解並びに有識者会議報告を踏まえ、退職手当法改正案を国会に提出し、早期に退職手当の支給水準の引下げを行うこととする。

1 支給水準引下げ

- 「調整率」(退職手当法上、官民均衡のために設けられているもの)を、104/100 から 87/100 に引下げ。

(現行 104/100⇒改正後 87/100)



退職手当額＝退職日俸給月額×退職理由別・勤続年数別支給率×調整率＋調整額(職責ポイント)

- 引下げスケジュール (検討中)

2 早期退職のインセンティブ拡大

- ・「早期退職募集制度」を導入。募集に応じ認定された退職者については、定年前 15 年以内に退職する勤続 20 年以上の者を対象として、定年前 1 年につき最大 3 %の割増(具体的割増は政令で定める)。
(※現行の早期退職割増は、定年前 10 年以内・勤続 25 年以上・1 年につき最大 2%)

⇒ 1 及び 2 の措置を通じ、▲402.6 万円の官民較差の全額を解消。

3 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

- ・再就職支援については、公務においても、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うなどの方策について検討し、早急に実施に移す。

その際、各府省による再就職あっせんを禁止している現行の再就職規制を遵守するとともに、再就職支援の仕組みや実施状況について透明性を確保。

4 独立行政法人等、地方公務員関係

国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について

〔平成 24 年 8 月 日
閣議決定（案）〕

国家公務員の退職手当については、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解並びに「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告を踏まえ、以下のとおり、退職給付における官民較差の解消等を図ることとする。

このため、1 及び 2 に係る措置を講ずるための国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）の改正案を国会に提出し、早期に退職手当の支給水準の引下げを行うこととする。

- 1 官民の支給水準の均衡を図るために退職手当法上設けられている「調整率」を次表のとおり、段階的に引き下げる。調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

＜期 間＞（P）	＜調整率＞
現行	104/100
（P）	
平成 月 日以降	87/100

- 2 再就職あっせんの禁止等に伴い在職期間が長期化している状況等を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図る観点から、早期退職募集制度を導入するとともに、現行の定年前早期退職特例措置の内容を拡充し、募集に応じ認定された退職者に適用する。

拡充後の同措置の内容は、定年前 15 年以内に退職する勤続 20 年以上の者を対象として、定年前 1 年につき最大 3% の割増とし、具体的には政令で定める。

- 3 退職手当に関する 1 及び 2 の措置を通じ、退職給付の官民較差（平均 402.6 万円）の全額を解消する。
- 4 今回の人事院の調査結果においても、民間企業では、早期退職募集を効果的に行うため、給付面での措置以外にも、民間の再就職支援会社の活用等の様々な再就職支援をあわせて行うことが相当程

度普及していることが示されたところである。

これを踏まえ、公務においても、2の措置にあわせて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うなどの方策について検討し、早急に実施に移す。

その際、各府省による再就職あっせんを禁止している現行の再就職規制を遵守するとともに、再就職支援の仕組みや実施状況について透明性を確保する。

5 独立行政法人等関係について（調整中）

6 地方公務員関係について（調整中）

法案審査 方法分類	
--------------	--

政調役員会・政調幹部会 議案提案申請書

(提案者) (党側) 内閣部門会議座長 田村 謙治
外務部門会議座長 菊田 真紀子
防衛部門会議座長 吉良 州司

法案名等	ゴラン高原 PKO 実施計画の変更について		
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 政府提出法案（法律案、予算、条約等） 議員立法 ・ 法案修正 ・ 委員会決議 ・ 政府・民主三役会議が指定するもの その他（閣議決定） 		
提出者	<input type="checkbox"/> 政府提案 ・ <input type="checkbox"/> 委員長提案 ・ <input type="checkbox"/> 民主党単独 ・ その他（ ）		
先議院 (見込み)	※国会報告のみ		
付託 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 衆議院 参議院 		
他会派の態度	賛成会派＝ 反対会派＝		
<p>1. 法案・修正案・委員会決議の概要（資料添付原則3枚まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ゴラン高原国際平和協力業務実施計画について、派遣期間の延長（現行：平成24年9月30日→延長後：平成25年3月31日）を行うもの。 このほか、輸送隊長の補佐体制を強化するため、輸送隊の要員を1名増員する。 			
<p>2. 提案理由</p> <p>6月27日、UNDOF（国連兵力引き離し監視隊）の活動期間を本年12月末まで半年間延長する安保理決議が採択された。これに伴い、ゴラン高原における国際平和協力業務を引き続き適切に実施するため、我が国のゴラン高原国際平和協力業務実施計画について、派遣期間の延長等を行うことが必要である。</p>			
<p>3. 部門会議、コアメンバー会議等審議状況（主な意見等も記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月1日（水）内閣・外務・防衛合同部門会議にて了承。 アサド政権の現状や反政府勢力の動向は予断を許さない状況にあり、引き続き、今後のシリアの情勢を注視し、冷静に判断することの必要性が指摘されるとともに、アサド政権が崩壊した場合の対応が重要である等の意見が付された。 			
以下、申請時までに記入しておくこと			
4. 党内調整状況	他関係部門	了承有無	主な調整事項
5. 政府内調整状況			
<p>6. 備考欄</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月7日（火）に、閣議決定を行う予定。 2009年衆議院マニフェスト：我が国の主体的判断と民主的統制の下、国連の平和維持活動（PKO）等に参加して平和の構築に向けた役割を果たす。 2010年参議院マニフェスト：アフガニスタンなどの平和構築に役割を果たすため、PKO活動などでの自衛隊および文民の国際貢献活動のあり方について検討するとともに、安保理常任理事国入りをめざします。 			
政調会長 決裁			

ゴラン高原国際平和協力業務 実施計画の変更について

1. 趣旨

我が国は、国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)に、司令部要員及び輸送部隊を派遣し、司令部業務及び輸送等の後方支援業務を実施している。

従前の国連安保理決議では、UNDOF の活動期間が本年 6 月 30 日までとされていたところ、去る 6 月 27 日、安保理において、UNDOF の活動期間を本年 12 月末まで半年間延長する安保理決議が採択された。

これに伴い、我が国のゴラン高原国際平和協力業務実施計画について、2. のとおり変更する (国際平和協力法第 7 条第 3 号の規定に基づき、実施の状況を国会報告予定)。

2. 変更内容

以下のとおり派遣期間の延長を行う。

- ・ 現行の派遣期間:平成 24 年 9 月 30 日まで
- ・ 延長後の派遣期間:平成 25 年 3 月 31 日まで(半年間の延長)

また、隊長を補佐する体制を強化するため、UNDOF において輸送等の業務を実施する陸上自衛隊の部隊の要員を 1 名増員する。

- ・ 現行の我が国輸送隊の派遣人数: 43 名
- ・ 変更後の我が国輸送隊の派遣人数: 44 名

3. 今後の予定

平成 24 年 8 月上旬頃 実施計画変更等の閣議決定・国会報告／政令改正の閣議決定

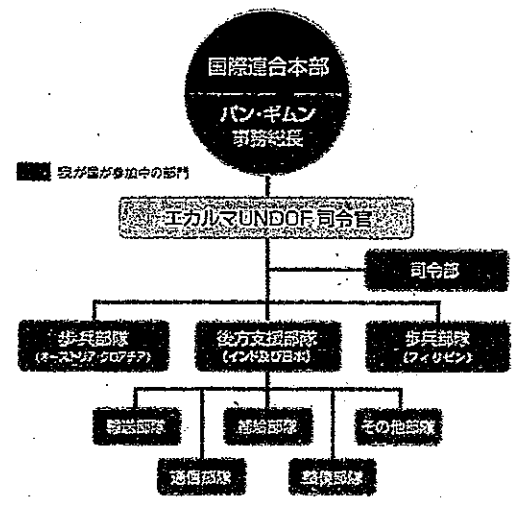
国際連合兵力引き離し監視隊 (UNDOF) の概要

(United Nations Disengagement Observer Force)

1 紛争の概要

ゴラン高原は、1967年の第三次中東戦争をきっかけにイスラエルが占領し、1973年の第四次中東戦争でシリアが一時的に奪還したが、その後すぐにイスラエルが再占領した。

■ 国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)の概要



2 設立の経緯及び任務

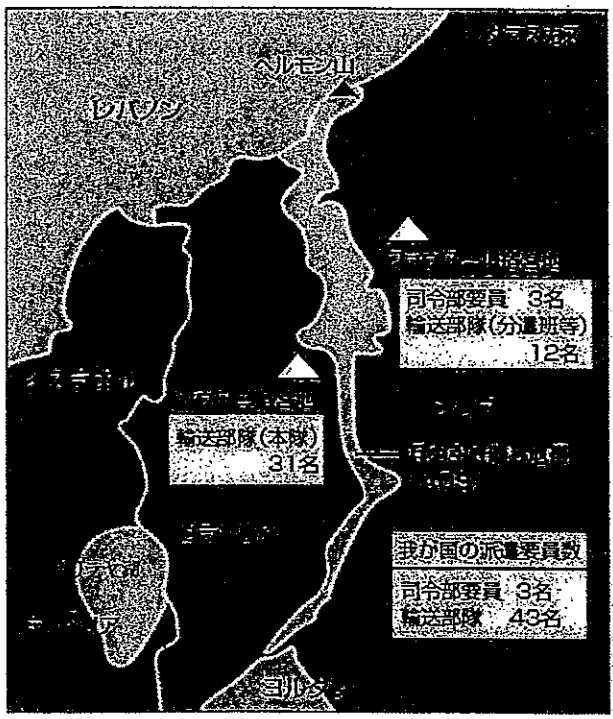
- (1) 設立：1974年5月31日(安保理決議第350号)
- (2) 任務：
 - ・ゴラン高原地域におけるイスラエル、シリア両国間の停戦監視
 - ・両軍の兵力引き離しに関する合意の履行状況の監視

3 UNDOFの規模

- (1) 規模：1,040名(2012年6月30日現在)
- (2) 他の部隊派遣主要国：オーストリア、フィリピン、インド等

4 我が国要員の派遣状況

<派遣> 1996年(平成8年)2月～

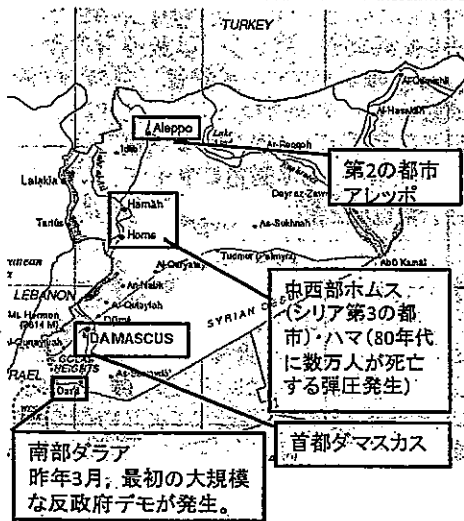


○ 司令部要員

3名の司令部要員は、シリア側のファウール宿営地に位置するUNDOFの司令部において、UNDOFの活動に関する広報並びに輸送等に関する企画及び調整などの業務を実施。

○ 輸送部隊

43名からなる自衛隊の輸送部隊は、イスラエル側のジュアニ宿営地に本部を置き、UNDOFの活動に必要な食料品などの物資の輸送や保管、道路などの補修といった後方支援業務を実施。



【基礎データ】

- 人口：2,044万人 (2010年、世銀)
- 平均年齢：22.5才 (2010年予測値、国連)
- GDP：591億米ドル (2010年、世銀)
- 失業率：8.8% (2010年、シリア中央統計局)
- 貿易額 (2010年)
 - 対日輸出約112億円 (石油加工品、石炭等)
 - 対日輸入約194億円 (自動車等一般機械等)
- 在留邦人数：約23人 (2011年7月現在)

シリアの宗派・民族 (出典：2011年7月 シャルカウワット紙)	スンナ派アラブ人 スンナ派クルド人 シア派 アラウィ派 キリスト教徒 ドルーズ教徒 その他	74% 12% 10% 3% 1%
--	---	-------------------------------

(1)これまでの経緯

- 複雑な宗派・人口構成、長年の圧政の存在。「アラブの春」を背景に、昨年3月中旬に南部ダラアで体制批判の落書きをした少年に対する当局の過剰な仕置きに対する地域住民の抗議運動が発生。
- 他の地方都市に拡大、反政府デモに発展。当局との間で暴力的衝突を招来。混乱が進むにつれ、宗派対立など複雑な要因が加味。
- 国連によると、昨年3月以来の死者は1万人を超す。経済情勢も悪化(欧州などの経済制裁も一定の効果)。シリア難民数増加(11万人以上)。
- 国内・外に複数の反体制グループ(一部離反兵士による「自由軍」を含む)。主に国外(イスタンブール、パリ等)で活動するシリア国民評議会(SNC)が反体制諸派の上部組織と認知されつつあるが、いずれも一枚岩ではなく、受け皿組織として未熟。
- 我が国及び欧米諸国は、シリア政府に対して弾圧の即時停止及び改革の実施を強く要請、アサド大統領に対しては道を譲るべきとの声明を発表した他、政府関係者に対する経済制裁措置を実施。また、5月下旬にホムスで発生した虐殺事案に対する非難表明に続き、欧米各国は、自国に駐在するシリア大使館員を追放。(我が国は、昨年5月に経済協力停止、8月にアサド大統領に道を譲るべきとの談話を発出した他、政権幹部等の資産凍結等の措置を、これまでに4回実施。計23個人16団体)。
- 6月5日、シリア政府は我が国を含む欧米各国の大使等にペルソナ・ノン・グラータを通告。これを受け、同日、我が国も在京シリア大使にペルソナ・ノン・グラータを通告(同日離日)。
- 有志国によるシリア・フレンズ会合(閣僚級)が、これまで3度開催。人道支援(我が国は、計800万ドルの支援)や制裁強化などの取組につき協議。パリにおける第3回会合(7月6日)では、107の国・国際機関が参加。また、我が国は7月19日、制裁に関する作業部会(於：ドーハ)で共同議長を務めた。

最近のシリア情勢

(2) アナン国連・アラブ連盟共同特使の動き等

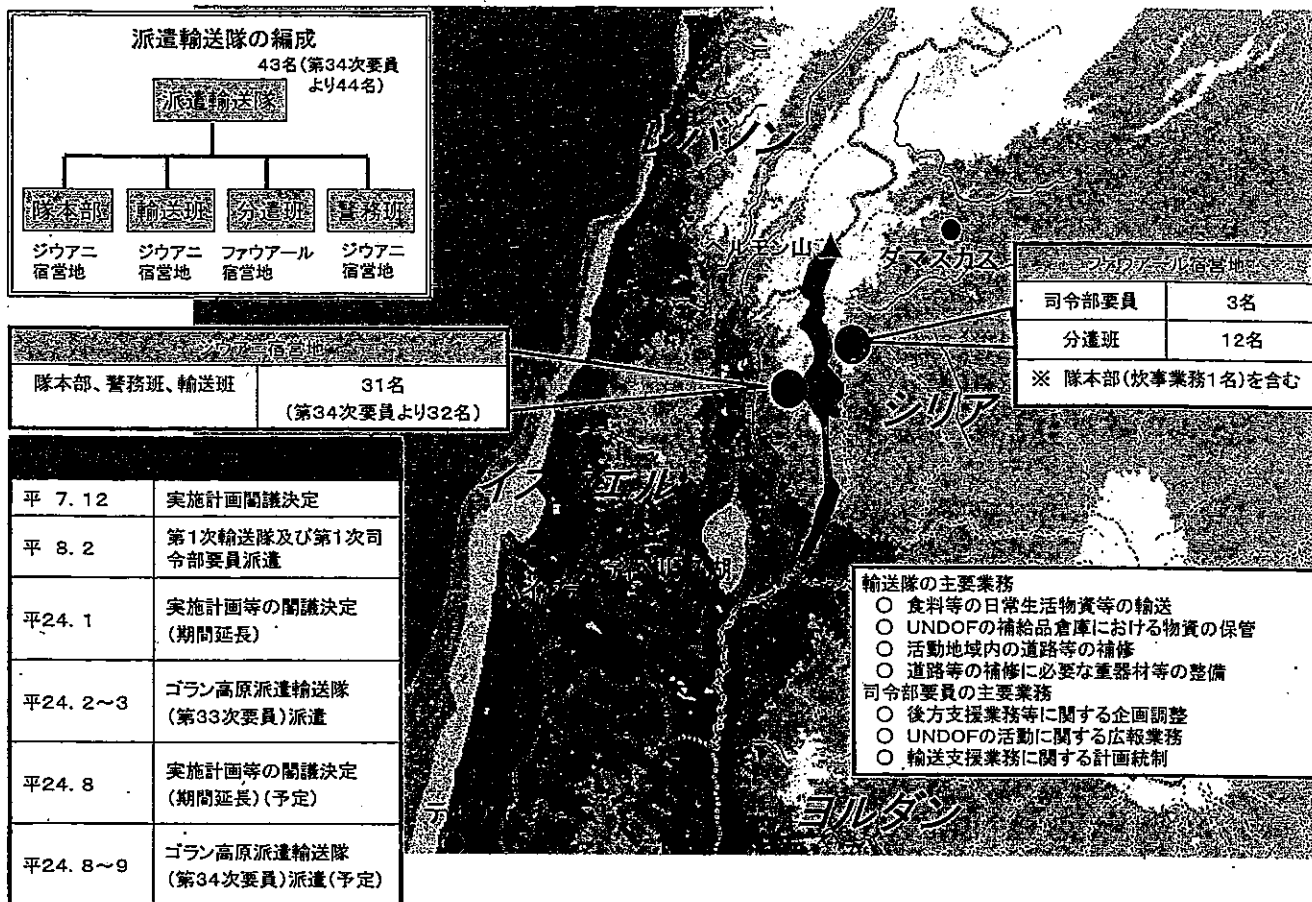
- 2月末、コフィー・アナン前国連事務総長が、国連・アラブ連盟のシリア問題に関する共同特使に任命。同特使は、3月10-11日シリアを訪問。暴力の即時停止などを含む6項目の提案を行う。
- 4月12日、シリア政府は軍の撤退開始を決定した旨発表。その後再び状況は悪化。
- 4月14日及び21日、国連安保理において、シリア国連監視団設立に関する安保理決議(第2042号、第2043号)が全会一致で採択。4月下旬以降、段階的に約300名の非武装の監視団がシリア入り。
- 6月16日、国連監視団団長は、同監視団はシリアでの活動を一時停止する旨発表。
- 6月30日、ジュネーブにて、アナン特使の主催にて「アクション・グループ」(安保理常任理事国+トルコ、イラク、UAE、カタール、クウェート、UN、アラブ連盟)開催。「シリア主導による政権移行のための原則とガイドライン」に合意。
- 7月9日、アナン特使はシリアを再訪。改めて停戦を呼びかけ。
- 7月19日、安保理において、国連シリア監視団(UNSMIS)の任期延長、及び、決議不遵守の場合の制裁の要素を含む安保理決議案が対シリア非難・制裁決議案が採決に付されたが、露中の拒否権により否決(昨年10月、本年2月に続き3度目)。20日、UNSMISの任務を30日間延長する決議案が全会一致で採択(第2059号)。

【アナン特使の6項目の提案】

- ①シリア主導の政治対話における特使との協力を約束
- ②国連の監督下での全ての暴力の即時停止、居住地からの軍の撤退、重兵器の使用停止。
- ③一日2時間の人道的な戦闘中止。
- ④政治犯の釈放。
- ⑤報道関係者の移動自由。
- ⑥結社の自由及び平和的なデモの権利保障。

(3) シリアにおける現在の治安情勢など

- 6月22日、トルコ軍機がシリア領空付近でシリアにより撃墜(トルコは公海上での撃墜と説明、シリアはこれを事実無根と主張)。26日、NATO緊急会合が開催、シリアの行為を「許容できないもの」とし、強く非難。
- 6月26日、アサド大統領は、シリア国内の現状を「真の戦争状態」であると述べた。
- 7月18日、首都ダマスカスで爆弾攻撃事案が発生。ラージハ国防相やアサド大統領の義兄であるシャウカト副国防相などが死亡。その後、反体制派がトルコやイラク国境の検問所を奪い、また、ダマスカスのほか第2の都市アレッポにおいても戦闘が激しさを増している模様。



UNDOF及び日本政府による部隊の安全確保

シリアにおいては、16ヶ月以上にわたり弾圧と暴力が続き、極めて深刻な状況。



UNDOFの対応

他方、UNDOFに対する直接的な脅威があるとは認識しておらず、以下の対策を実施。

- ・情報収集等の強化
- ・要員の安全確保策の強化

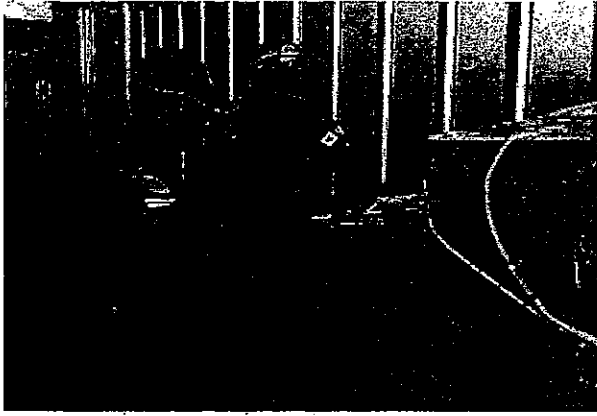
⇒日本隊は、UNDOF司令官の指図により、タマズカスと宿営地の間における水・ガス等の輸送業務を6月下旬以降実施せず。

UNDOFは、適切な安全確保策をとるなど安全には十分配慮しつつ、活動を実施。

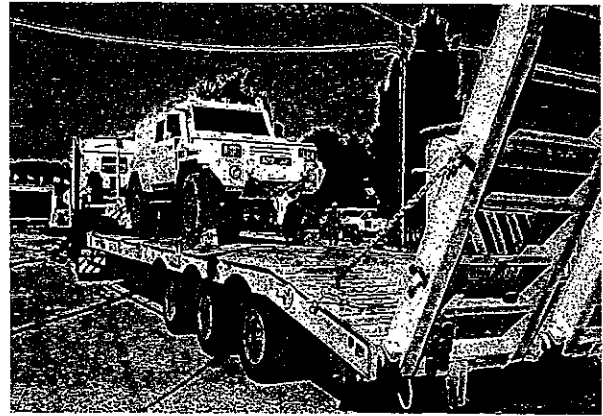
日本政府の対応

- 政府としては、UNDOFに派遣されている自衛隊部隊等を通じ、UNDOFを含む国連等から情報収集を実施。
- 引き続き、シリアの情勢等を注視するとともに、関係府省が連携して情報収集に当たり、隊員の安全確保に万全を期す。

(参考)国連兵力引き離し監視隊(コブン高原PKO)の活動状況(1)



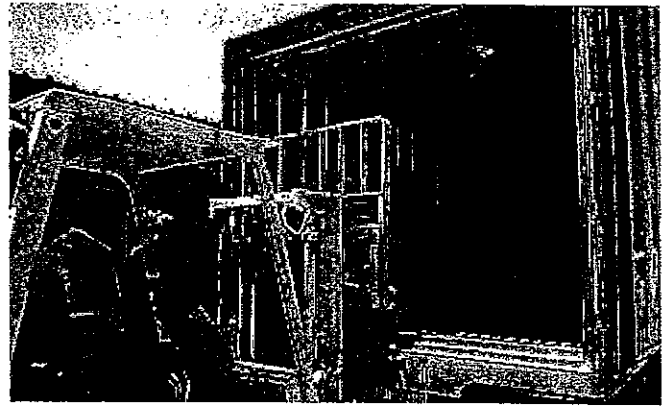
食料品輸送



車両輸送

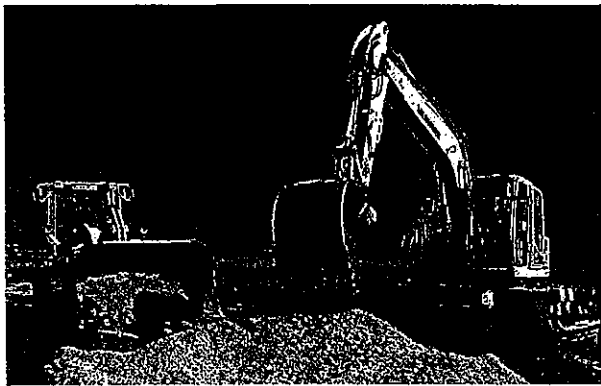


洗濯物輸送

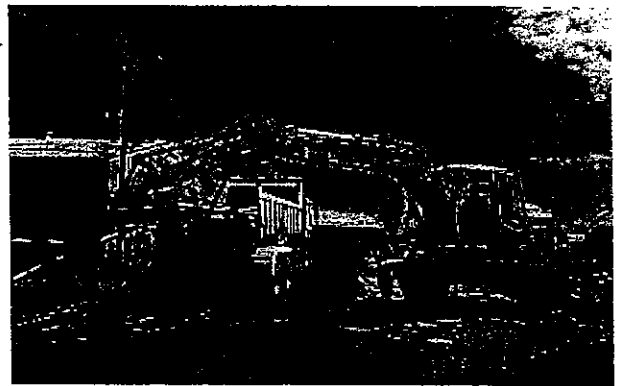


精密機械輸送

(参考)国連兵力引き離し監視隊(ゴラン高原PKO)の活動状況(2)



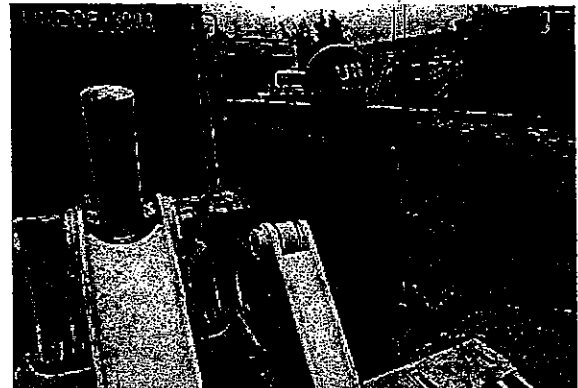
警備道整備



宿営地整備



除雪



施設機材整備

20120807 17:00~

民主党政策調査会 役員会（第82回）次第

○会長挨拶

○議員立法登録（本日の政調幹部会で登録が了解された案件）

* 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案」

<厚生労働部門>..... 1

○「平成25年度予算編成に当たっての基本的考え方」

（説明：大塚・経済財政・社会調査会事務局長）

○PFI法改正案の附則修正について..... 3

（説明：田村・成長戦略・経済対策PT官民連携（PFI/PPP）小委員長）

○【一任案件報告】「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案」（閣法）に対する修正案（修正案審査）..... 6

（説明：田名部・副会長／農林水産部門会議座長）

○【一任案件報告】「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について（案）」（閣議決定案件）..... 21

（説明：逢坂・副会長／総務部門会議座長）

○その他

○次回の日程

8月9日（木） ○○時～

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の一部を改正する法律案の概要

- 官民連携によるインフラファンドの機能を担う(株)民間資金等活用事業推進機構を設立し、独立採算型等のPFI事業に対し金融支援等を実施することにより、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図り、我が国の成長力強化に寄与する。

法案の概要

- 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
 - ・PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(従来の事業規模の2倍以上)の拡大を目指す。
- 「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)
 - ・民間の資金・ノウハウを十分にいかしつつ、官民で連携して…成長マネーの供給を拡大するため、…PFI事業推進の官民連携インフラファンド(仮称)の創設を進める。

株式会社民間資金等活用事業推進機構

- 機構の主な業務
 - ・独立採算型(コンセッション方式を含む。)等のPFI事業等に対する出融資(優先株・劣後債の取得等)
 - ・PFI事業者等に対する専門家の派遣及び助言
- 機構への出資等
 - ・官民による共同出資(国の出資額:50億円(産投出資・平成24年度))等
- その他
 - ・業務の中立性・公平性の確保等のため、機構への民間資金等活用事業支援委員会の設置や国による監督等により、ガバナンスを確保
 - ・機構は15年間(平成40年3月末)を目途に業務を終了

期待される効果

- 独立採算型等のPFI事業の推進により、社会資本の整備・維持管理に係る財政負担の縮減や民間の事業機会の創出が図られる。
- 国の資金を呼び水として民間によるインフラ事業への成長マネーの供給を促し、インフラ投資市場の形成を通じて我が国経済の成長力を強化。

(検討)

第十一条 国は、速やかに、防災及び減災対策の必要性を踏まえ、財政資金の効率的使用を図る観点から、民間資金等を道路その他の公共施設等の維持管理等に一層活用するための方策について検討するものとする。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針 別表（抜粋）

(別表) 個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定に基づき管理者等が設定されている施設であって、利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定について

施設	管理者等	根拠法令	公共施設等運営権の設定について
下水道	地方公共団体	下水道法	設定は可能
道路	地方公共団体等	道路整備特別措置法	今後の料金制度のあり方とあわせて設定を検討
賃貸住宅	地方公共団体等	公営住宅法等	設定は可能
鉄道（軌道を含む）	地方公共団体等	鉄道事業法 軌道法	設定は可能（注1）
港湾施設	地方公共団体等	港湾法	設定は可能
空港	国 地方公共団体 空港会社	航空法 空港法等	関西国際空港及び大阪国際空港については可能。また、国管理空港等については、公共施設等運営権制度を活用した運営等の民間委託を可能とする措置を定める法案を第180回国会（常会）に提出したところ（注2）。
産業廃棄物処理施設	民間事業者 廃棄物処理センター	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	設定はなさない
浄化槽	個人、法人、市町村又は一部事務組合	浄化槽法	設定は可能

(注1) 各事業を運営するためには、別途、各事業法に基づき許可等を受けることが必要。

(注2) 平成24年3月27日現在。